

道路反射鏡（カーブミラー）設置基準

令和 7(2025)年 4 月

鹿 沼 市

1. はじめに

本基準は、鹿沼市が道路管理者として、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）を設置するために適用するものです。

見通しの悪い交差点やカーブ区間において、本来であれば道路構造を見直すべきところ、多額の費用および期間を要することから、このような箇所には自治会からの要望を受けカーブミラーの設置を行ってきました。

見通しが悪い交差点へ進入する際は、一時停止や徐行を行い、直接目視による確認が原則であり、カーブミラーはあくまで補助器具でしかありません。

本来、補助的な役割であるカーブミラーですが、近年カーブミラーの過信による「一時停止無視」等の安全運転義務違反による危険運転の増加が散見されることから、新たにカーブミラーの設置基準を設けました。

2. カーブミラーの特性について

○メリット

- ・運転席から普段見えない箇所の確認ができる。
- ・工事費と工期が抑えられ、早期の安全対策が可能。
- ・カーブミラーが設置されていることで、危険な交差点であると認識できる。

○デメリット

- ・カーブミラーに映らない部分（死角）が生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者等の発見が遅れることがある。
- ・カーブミラーには左右反転して映るため、手前と奥の判断で混乱を招きやすい。
- ・カーブミラーに映る車は実際よりも小さく見えるため、遠方に感じやすく、速度や距離感がつかみづらい。
- ・交差点に接近する車がないことが遠方から確認できることにより、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。

3. カーブミラーの設置について

原則として、カーブミラーの設置は自治会長からの要望に対し行います。

「2. カーブミラーの特性」で記載のメリット・デメリットから自治会として真に必要な箇所を要望いただき設置を検討いたします。

「少し見えづらいからつけて欲しい」といった個人的な要望にはお応えできません。民地への建柱および電柱への設置を原則とし、官地への建柱は原則行いません。カーブミラーは自動車を確認するために設置します。自転車や歩行者を確認するための設置は行いません。

○設置を検討する箇所は、市道および認定外道路の次のような箇所です。

- 1) 民地境界内の塀や垣根などにより見通しが悪い場合(参考図あり)
- 2) 道路が屈折し見通しが悪い場合(参考図あり)
- 3) カーブで見通しが悪い場合(参考図あり)
- 4) 内側にカーブをしており見通しが悪い場合(参考図あり)
- 5) 一時停止や徐行をしても見通しが悪い場合
- 6) その他、都市建設部が必要と判断する場合

○市道および認定外道路でも次のような箇所は設置しません。

- 1) 空き地などにより見通しが確保される場合(参考図あり)
- 2) 所有者による管理がされておらず、草の繁茂等で見通しが悪い場合(参考図あり)
- 3) 隅切りが設置されている場合(参考図あり)
- 4) 歩道が設置されている場合(参考図あり)
- 5) 直近車線の見通しが良く、徐行しながら交差点に進入し反対車線を目視で確認できる場合(参考図あり)
- 6) 車の駐車など可動物が原因で見通しが悪い場合(参考図あり)
- 7) 外側にカーブをしており見通しが確保されている場合(参考図あり)
- 8) 行き止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合(参考図あり)

○その他、次のような場合も設置しません。

- 1) 一般的な構造のカーブミラーを道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できない場合
- 2) 民地に設置する場合で地権者の同意および無償使用が認められない場合

4. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについて、次の理由により撤去する場合があります。

- 1) 民地に無償使用で設置されているカーブミラーが地権者の都合により継続が困難となった場合
- 2) 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が発生した場合
- 3) 道路改良による土地利用状況が変化した場合
- 4) 老朽化し倒伏または倒伏が危惧される箇所で、当基準に合致しない場合

5. その他

「事故が起きたから」という理由だけではカーブミラーの設置理由になりません。
事故はあくまでも運転者の責任であり、運転者は安全運転を行う義務があります。

附則

この設置基準は令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日から施行する。